

## 京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条の規定により、京都府の農地中間管理事業の推進に関する基本方針を下記により定める。

### 記

#### 1 趣旨

農業就業人口の減少（5年間で25%減少）や高齢化（平均68.3歳）、さらには耕作放棄地の増加など、府内農業を取り巻く状況が厳しい中、本府農業の持続的発展を図るためには、地域農業全体の展開方向を明確にした「京力農場プラン」をベースに、認定農業者や集落営農組織などの中核的担い手の育成を図り、力強い農業構造を構築していく必要がある。

このため、本府は、本基本方針に基づき、農地中間管理事業を活用した中核的担い手への農用地等の集積・集約化と有効活用を促進する。

#### 2 中核的担い手が利用する農用地の面積の目標

	現在 (平成24年度)	概ね10年後 (平成35年度)
耕地面積①	31,500ha	31,500ha
うち中核的担い手が利用する面積②	7,295ha	16,800ha
うち府で担い手として位置付ける者が利用する面積		4,442ha
育成すべき経営の数		
(1) 認定農業者	1,177経営体	1,830経営体
うち個人	1,030経営体	1,570経営体
うち法人	147経営体	260経営体
(2) 農業法人（認定農業者除く）	91経営体	180経営体
(3) 集落営農組織（特定農業団体含む）	208組織	505組織
(4) 認定水準到達者・今後育成すべき者※	1,678経営体	2,245経営体
②／①	23%	53%

※認定水準到達者：市町村農業経営基盤強化促進基本構想における農業経営指標の水準に達成している農業者  
今後育成すべき者：市町村独自認定農業者、認定就農者、「京力農場プラン」の専門的農家などの中核的担い手

#### 3 2以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 中核的担い手の農業経営の効率化を図るため、分散錯圃の解消により農用地の集団化を進める。
- (2) 耕作放棄地(平成24年度末1,065ha)の解消
  - ①再生可能な農地は、農地中間管理事業等により担い手への集積や市民農園等で活用
  - ②再生不能な農地は、非農地にし、状況に応じて農業関連施設などに活用
 平成35年度を目標に耕作放棄地のすべてを解消する。

#### **4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向**

- (1) 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置付け、関係機関との連携により、最大限に機能を発揮させる。
- (2) 農地中間管理事業と各市町村における京力農場プランの作成・見直しと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。
- (3) 農地集積を加速化するためには、農地の受け手対策が必要なことから、「担い手養成実践農場」などによる担い手の育成・確保を一層推進するとともに、農業委員会による耕作放棄地の利用意向調査を基にあっせんや利用調整などの取り組みとの連携を図る。

#### **5 農地中間管理事業の実施方法**

- (1) 農地中間管理機構から市町村等に、農地集積コーディネーターの設置など業務委託するとともに、農用地利用配分計画案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

#### **6 農地中間管理事業に関する啓発普及**

- (1) 市町村農地集積コーディネーターが、京力農場プランの作成・見直しの過程において、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知を図る。
- (2) 農地中間管理機構はもとより、市町村、農業委員会、JA等関係機関が開催する研修会や広報紙、インターネット等で農地中間管理事業の事務手続き等を広く啓発普及するとともに、パンフレットによる優良事例の紹介など機構による中核的担い手への農地の集積・集約の機運の向上を図る。

#### **7 関係機関との連携**

- (1) 各市町村に「連絡調整会議」を設置し、農地と担い手のマッチングを行い、農用地利用配分計画原案を協議する。
- (2) 京都府と農地中間管理機構は、府農業会議、市町村、農業委員会、農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会、JA、土地改良区、日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構など関係機関との密接な連携・協力の下に機構の活用を図る。